

沖縄県青少年保護育成条例の一部を改正する条例の概要

1 改正の経緯及び必要性

青少年が、自分の裸体等を自ら撮影し、その画像をメール等で送付させられる「自画撮り被害」が発生していることから、青少年の健全な育成が阻害されないよう、青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求める行為を禁止するとともに、条例違反に対する罰則の規定を整備する等、所要の改正を行った。

2 改正案の概要

- (1) 何人も、青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求める行為を禁止する。（第17条の4関係）
- (2) (1)に違反して、青少年に拒まれたにもかかわらず、又は青少年を威迫する等して、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求めた者は30万円以下の罰金に処し、原則として当該青少年の年齢を知らないことを理由として処罰を免れることができないこととした。（第22条関係）
- (3) その他所要の改正を行った。（第18条の4、第18条の7、第18条の8及び第22条関係）

3 施行期日

令和元年7月1日